

ドライビングコース走行規則

	Ι]	施設利用について	1
	ΙΙ]	営業時間	
	III]	誓約	2
[IV]	運転資格	
	V]	車両点検と準備	3
[VI]	安全装備	
[VII]	走行ルール	4 - 5
[XIII]	遵守事項	6
[IX]	音量制限	7
	X]	パドックエリアでの移動手段	
[XI]	その他	
	XII]	立ち入り禁止区域	

I. ドライビングコースの利用について

- 1. モータースポーツ活動は多くの危険を伴います。THE MAGARIGAWA CLUB(以下、TMC)の所有物、ご自身 および他の車両に損害を与える可能性があるだけでなく、ご自身または他者の生命に危険を及ぼすリスクも伴う ことをご理解ください。
- 2. メンバーおよびゲストはモータースポーツのリスクを理解し、TMC への滞在および使用時に発生した物的損害、 人身傷害または死亡のすべてのリスクを自発的に引き受けるものとします。メンバーのご家族およびゲストが TMC を利用または走行する際には、メンバー本人がすべてのリスク、手順などを伝える責任を負います。
- 3. メンバーは、契約内容に則った走行可能日のみドライビングコース(以下、コース)をご利用いただけます。
- 4. 同一のゲストドライバーが走行できるのは年間 4 日間に限定されます。ただし、パートナー登録されているゲストはこの限りではありません。同乗のみのゲストについては乗車日数の制限はありません。

メンバーは、ご自身だけでなく、 ご家族やゲストの TMC 内での行動と安全にも全責任を負うものとします。

II. 営業時間

- 1. 営業時間:午前9時~午後4時(12月-2月)、午前9時~午後5時(3月-11月)
- 2. 午前 9 時以前のピット内では、アイドリング状態であればエンジン始動が可能となります。営業時間外のエンジンの「空ぶかし」は禁止とし、違反者はその日のセッションへの参加資格を剥奪されます。アイドリング状態とは、エンジン回転数が最大 2000 rpm 以下に制限されることと定義します。
- 3. コースのオープン前およびクローズ後であればコースでのウォーキング、ランニングが可能です。コース入場前 に必ずコースコントロールまたはレセプションにご確認ください。通常、営業時間外にはコースメンテナンス 作業が行われるため、周囲の状況には十分ご注意ください。

TMC は手付かずの自然環境の中にあります。野生動物と遭遇した際には近づいたり、追いかけたり、挑発したりせずに遠くから観察して楽しむにとどめてください。ウォーキングやランニング目的でコースを利用する場合にも、参加者はリスクを理解し、走行規則に同意したものとします。

以上のような目的でコースを使用する場合、 いかなる種類の動力付き車両も持ち込むことを禁止します。

III. 誓約

- 1. コースを走行する際には、すべてのドライバーが誓約書に同意し署名する義務があります。誓約書への署名を以て、ご自身とゲストおよびご家族に対する全責任を負うことに同意したものとします。
- 2. 18 歳未満の未成年者がコースを走行する場合は、法的保護者による同意誓約書への署名が必要となります。誓約書に署名するすべての未成年者は、誓約書の内容を理解し同意したものと見なされます。当該未成年者の保護者は、当該未成年者がコースにおいて重傷または死亡につながる可能性のある活動に参加していることを理解し同意したものとします。未成年者が負うべきすべての責任は保護者にあるものとします。
- 3. メンバーは、ゲストや家族にTMCの規則を理解させ、すべての規則、誓約を遵守させる責任を負います。また、TMC からの指導や指示がない場合でも、常に責任を持って行動し、自制心を働かせて適切な状況判断ができる状態にあると見なされます。

IV. 運転資格

- 1. すべてのドライバーには、遭遇する可能性のあるあらゆる条件下(悪天候、危険回避等)で車両を完全に制御できるようになるためのコーチングを受ける義務があります。
- 2. 初めてコースを走行する際には、すべてのドライバーが TMC の定める初回講習を受講し完了する 義務を負います。
- 3. 緊急時に備え、血液型、健康状態、緊急連絡先などの医療プロフィールを弊施設に申告することを強く 推奨します。
- 4. 18 歳未満の未成年者が走行する際は、保護者が同意誓約書に署名する必要があります。

V. 車両点検と準備

- 1. ドライバーは、自身の車両をメンテナンスし車両が良好な状態にあることを確認する責を負います。 また、自身の車両のいかなる故障についても TMC とその従業員、他の会員、または TMC 関連団体を 免責することに同意するものとします。
- 2. コースに入る前にご自身で車両を点検することを強く推奨します。整備士が点検・整備を行う場合は、 側で観察し技術を習得することをお勧めします。
- 3. スポーツ走行では車両に高負荷がかかるため、オーナー自身が高いメンテナンスレベルを保持する必要があります。車両の性能を最大限に楽しめるよう、車両に必要な締め付け圧力、液面レベル、車両の部品の寿命などをよく確認してください。
- 4. 次のような事象が発生した場合には速やかにピットへ戻り、車両の点検を行ってください。車両がコースアウトした場合、スピンした場合、他の車両や物体に衝突した場合、その他の事故が発生した場合。
- 5. TMCは、必要に応じて車両の技術検査を要求する権利を有します。
- 6. メンバーは自身で車両に燃料を補給しなければなりません。燃料やその他液体等により施設に損傷が生じた場合、清掃費用 / 修繕費用を請求します。オイルなどの液体がこぼれた場合は、直ちに最寄りのTMC スタッフに清掃を依頼して下さい。場合によっては 罰金や清掃料金が課されることがあります。

VI. 安全装備

- 1. 車両への消火機器の取り付けを推奨します。
- 2. 頭部および頸部を保護するための装備品 (HANS 等)の使用を推奨します。
- 3. ファミリードライブを除くすべてのセッションではヘルメットの着用が必須です。
- 4. 運転に適した靴を着用してください。下駄、サンダル、つま先の開いた靴などの着用はご遠慮ください。
- 5. 市販車:
 - a. 5 点式または 6 点式のロールバーの装着を推奨します。
 - b. FIA 規格のレーシングスーツの着用を推奨します。
- 6. レーシングカー:
 - a. 5 点式または 6 点式のロールバーの装着を推奨します。
 - b. FIA 規格のレーシングスーツ、グローブ、シューズの着用を推奨します。
- 7. オープンカー等:
 - a. ロールバーまたはオーバーヘッドプロテクションシステムが取り付けられている車両は、フルフェイス ヘルメット着用を条件に、あらゆるセッションで走行が可能です。
 - b. ロールバーやオーバーヘッドプロテクションシステムが取り付けられていない車両は、 ルーフを上げてフルフェイス ヘルメットを着用する必要があります。

VII. 走行ルール:

- 1. TMC はサーキットではありません。
- 2. すべてのドライバーは、走行や安全に関する指示を正しく理解するためにコース上のすべてのコーナー名と 位置を覚える責任を負います。
- 3. 走行時の車両ウィンドウの開閉については、リスクを十分に理解・考慮したうえで自己責任で行ってください。
- 4. コースコントロールからドライバーへの情報伝達はデジタルフラッグを介して行われます。ドライバーは必ず走行前にすべてのフラッグの意味を理解していなければなりません。
 - a. グリーンフラッグ: コース上に障害無し。ただし、常に注意して走行してください。
 - b. イエローフラッグ:要注意。コース上に異常あり。すぐに停止出来る速度で、注意して走行してください。 グリーンフラッグを通過するまでは追い越し禁止となります。
 - c. レッドフラッグ: 走行中止。コース上に危険あり。低速走行でピットに戻り、指示に従ってください。
 - d. チェッカーフラッグ:走行終了。低速走行でピットに戻ってください。
 - e. ブルーフラッグ:速い車両に追いつかれた場合に点滅表示されます。 なるべく早いタイミングで安全に 後続の車両を先行させて下さい。

5. 追い越し

- a. 追い越しは、ウインカーまたは指差しで前後の車と意思疎通を図った上で行ってください。ドライバーは常にミラーを確認し、より速い車両が接近してきた時には走行ラインを維持し、追い越しを許可する意思を明確に示してください。追い越される際にはブレーキを踏まず、ゆっくりとアクセルを緩めて後続車に追い越しをさせてください。
- b. 追い越しは、追い越される車がウインカーまたは指差しで意思表示をした後にのみ可能となります。
- c. 追い越す側の車両には安全に追い越しを行う責任があります。追い越しは、必ずコーナーに侵入する前に 完了させてください。
- d. 複数のコーナーに渡って背後の車両が確認できた場合は、次の直線で追い越しをさせて下さい。明らかな 妨害行為があった場合には、コースコントロール責任者が事情を聴取します。
- e. ミラーを確認していないドライバーに気付いた場合は、ピットスタッフにお知らせください。
- 6. ホイールの脱落/コース外逸脱/スピン
 - a. コース上でのスピン:車両をコントロールして、他の車両に注意しながら走行を続行してください。 その後ピットインして、ピットスタッフと車両の確認を行ってください。
 - b. 車が走行不能になった場合:走行ラインから外れ、救助が到着するまで車内に留まってください。 火災が発生した場合は、速やかに降車して安全を確保してください。

- c. コース外への逸脱やスピンが 2 回以上発生した場合は、コースコントロール責任者への説明が必要となります。
- d. 同一のドライバーが 1 日に 2 回レッドフラッグの原因となった場合、安全上の理由からその日の残りの時間 は運転禁止となります。
- e. エンジントラブル、オイル漏れなどの機械的故障に見舞われた場合、ドライバーは直ちに安全な場所へ避難してください。コース内にオイル等を撒布した場合は清掃料金が発生します。
- f. 車両がクラッシュした場合、コースコントロール責任者に事情を説明する必要があります。

7. コースへの入退場

- a. ドライバーは、コースに入るたびに「ウォームアップラップ」から始める必要があります。ウォームアップラップ により、車両状態(ブレーキペダルの感触、タイヤの温まり具合、ハンドリング特性など)の確認ができます。また、 タイヤの温度を高めることもできます。(注: ピットレーンでは、タイヤに付着したゴム等を擦り取ったり、車を前 後に動かしたりすることは許可されていません)。→ピット内では、タイヤに付着したゴム等を車両を動かして擦り 取る行為を禁止します。
- b. セッション終了後、ピットに駐車する前に車両を冷やすための「クールダウンラップ」を行うことを推奨します。 高温になった状態で駐車すると車両に悪影響を及ぼす恐れがあります (タイヤが高温時にはサイドブレーキを掛け ないでください)。
- c. 走行を終えてピットインする際には、ウインカーまたは手信号を用いて他のドライバーにピットインの意図を明確 に示す必要があります。

VIII. 遵守事項

- 1. コントロールルームスタッフはコースへの入退場やコース状態の監視などを行いますが、一切の責任を負いません。ドライバーは、コース上のガイドライン、デジタルフラッグ、コースの入退場ルール、ピットのルール、および敷地内の常識的な慣行に従う責任があります。
- 2. コースの進行方向は「反時計回り」であり、いかなる理由があっても「時計回り」での走行はできません。
- 3. コースへの進入はピットスタッフによってのみ許可されます。ピットスタッフはドライバーの経験値や当日の心 身の状態、車両の状態に危険があると判断した場合にコースへのアクセスを禁止する権利を有します。
- 4. コントロールルームスタッフはコース上の各ドライバーの運転行為を監視しますが、一切の責任を負いません。
- 5. 攻撃的な運転をするドライバーには警告が与えられます。攻撃的で危険な運転を続けた場合、その日の走行資格 が剥奪されます。違反行為を繰り返し行った場合にはメンバーシップを剥奪される可能性があります。
- 6. アルコールまたは薬物の影響下で運転をしたドライバーについては、直ちにクラブへの入場を禁止します。会費 は継続して発生しますが、メンバーシップの権利は6カ月間剥奪されます。2回目に同様の違反があった場合、 権利は永久に取り消されます。入会金や会費などの返金は行われません。
- 7. ドライバーがその日のすべての走行を終えた後にのみ、クラブハウスまたはパドックエリアでアルコールを摂取 することができます。
- 8. TMC は、アルコールの影響によって迷惑行為を働いた人物に対して施設への入場拒否、および退場させる権利 を有します。
- 9. コース上のすべての事故はドライバーの責に任じます。原因に関わらず、車の修理費用や医療費は自己負担となります。
- 10. デブリフェンスやガードレールなどの TMC 所有物を損傷した場合、修理にかかる材料費および人権費はドライバーが負うものとします。実際の金額は破損修理料金表をご覧ください。
- 11. 施設破損等を繰り返すメンバーに対しては、Magarigawa Operations 株式会社代表取締役社長 大津文男より 最終警告として書面を送付いたします。

IX. 音量制限

1. 排気音量が115dbを超える車両には、コントロールルームスタッフの判断により音量制限が適用される場合があります。

X. パドックエリアでの移動手段

1. サポート用スクーター、自転車、ゴルフカート、ATV、セグウェイなどの操縦者は 16 歳以上でなくてはなりません。また、舗装路およびパドックエリア内での使用に制限され、最高速度は 15km/h とします。いかなる状況においても、コース内や未舗装エリアでの使用を禁止します。

XI. その他

- 1. いかなる種類の銃器や武器も持込・使用を禁止します。
- 2. 花火は禁止です。
- 3. キャンプファイヤーは禁止です。
- 4. 走行セッション中は、走行エリア内にガラス製の容器を持ち込むことは禁止です。
- 5. 悪路での走行は禁止です。
- 6. 認定された燃料缶でない限り、ガレージ内に燃料を保管することはできません。 →TMC が認める燃料缶以外のピットへの持ち込みを禁止します。
- 7 富浦ICから TMC までの一般道では、近隣住民への配慮を欠かさず、制限速度を守って安全に走行して下さい。

XII. 立ち入り禁止区域

- 1. 走行セッション中は、ドライバーと 13 歳以上のゲストのみピットに立ち入ることができます。
- 2. メンバーの家族、ゲスト、観客は走行セッション中に立ち入り禁止区域に入ることはできません。

以上の規則に記載のない内容がすべて許可されるわけではありません。 THE MAGARIGAWA CLUB のメンバーとして常に良識的な行動をお願いいたします。